

「コインコピーサービスの終了」のお知らせ

大阪法務局では、庁舎(国有財産)の使用許可を得た民間事業者が、登記所内にコインコピー機を設置・管理し、コインコピーサービスとして、地図及び各種図面を閲覧される皆様に御利用いただいていたきました。

コインコピーサービスは、地図情報システムが整備されるまでの間のサービスとして実施してきましたが、当局管内の全ての登記所におきましては、昨年8月をもって、地図情報システムの整備が完了し、これに伴い、地図及び各種図面の閲覧については、地図情報システムから出力した閲覧用地図又は閲覧用図面を交付しているところです。

つきましては、当局における**コインコピーサービスは、本年3月31日をもって終了**させていただくこととなりましたのでお知らせします。

法務局を御利用のお客様には御理解いただきますようお願い申し上げます。

平成24年1月

大阪法務局